

ID: 249

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可		
法令名称 根拠条項	地方自治法 第260条の31第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。 3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。 【基準】 根拠条文に同じ。 ・規約に財産処分についての定めがあり、なおかつその趣旨に基づいた処理が行われたことの書類が添付されていること。 ・団体所有の資産を処分又は担保に供する場合は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得たことの書類が添付されていること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日